

ID: 137

担当部署: 環境課

処分の概要	維持管理手数料の減免													
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例 第10条第1項ただし書													
例規番号	昭和55年条例第17号													
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (維持管理手数料)</p> <p>第10条 使用者は、墓地の維持管理に要する費用として、年間次の維持管理手数料を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた者については、これを減免することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地の種別</th> <th>名称</th> <th>維持管理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種墓地</td> <td>高根沢町宝積寺聖地公園</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>高根沢町東高谷墓地</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種墓地</td> <td></td> <td>町長が決定する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 既納の維持管理手数料は、還付しない。</p>				墓地の種別	名称	維持管理手数料	第1種墓地	高根沢町宝積寺聖地公園	3,000円	高根沢町東高谷墓地	3,000円	第2種墓地		町長が決定する額
墓地の種別	名称	維持管理手数料												
第1種墓地	高根沢町宝積寺聖地公園	3,000円												
	高根沢町東高谷墓地	3,000円												
第2種墓地		町長が決定する額												
標準処理期間	15日													
備考														
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日											